

## 栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会規約に関する協議書

栃木市、大平町、藤岡町及び都賀町（以下「関係市町」という。）は、栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会規約（以下「規約」という。）第4条、第6条第1項、第7条第1項第4号、第14条及び第15条に規定する内容については、次のとおりとする。

### （事務所の位置）

第1条 規約第4条に規定する協議会の事務所は、栃木県栃木市入舟町7番26号栃木市役所に置く。

### （会長及び副会長）

第2条 規約第6条第1項に規定する会長及び副会長は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、栃木市長とする。
- (2) 副会長は、大平町長、藤岡町長及び都賀町長とする。

### （学識経験を有する者）

第3条 規約第7条第1項第4号に規定する学識経験を有する者は、別表1のとおりとする。

### （職員）

第4条 規約第14条に規定する協議会の事務に従事する職員（以下「派遣職員」という。）は、専任とし、関係市町からの派遣職員は別表2のとおりとする。

### （経費）

第5条 規約第15条に規定する協議会に要する経費は、関係市町の負担とし、負担割合は均等割25%、人口割75%とする。

### （内容の変更）

第6条 この協議書に定める内容を変更する場合は、別に変更協議書を取り  
交わすものとする。

(定めのない事項)

第7条 この協議書に定めるもののほか、必要な事項は、関係市町の長が協  
議して定めるものとする。

(協議の発効)

第8条 この協議は、平成21年9月4日から発効する。

(協議の失効)

第9条 この協議は、協議会が解散した時にその効力を失うものとする。

この協議の成立を証するため、本書4通を作成し、関係市町の長が記名押  
印の上、それぞれ1通を保有する。

平成 2 1 年 9 月 4 日

栃木県栃木市入舟町 7 番 2 6 号

栃木市

市 長 日 向 野 義 幸

栃木県下都賀郡大平町大字富田 5 5 8 番地

大平町

町 長 鈴 木 俊 美

栃木県下都賀郡藤岡町大字藤岡 1 0 2 2 番地 5

藤岡町

町 長 永 島 源 作

栃木県下都賀郡都賀町大字家中 5 9 8 2 番地 1

都賀町

町 長 青 木 富 士 夫

別表 1

区 分	人 数	計
栃木県職員	1 人	1 人
教授等	2 人	2 人
合 計		3 人

別表 2

市町名	派遣職員数
栃木市	5 人
大平町	3 人
藤岡町	2 人
都賀町	2 人
合 計	1 2 人